

住宅確保要配慮者居住支援法人の関係規定に関する指定基準

(趣旨)

第1 本基準は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2 支援法人が法第42条に掲げる業務を公正かつ適確に行う観点から、法第40条に定める基準ごとに次の指定基準を定める。

1 法第40条第一号関係

職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであることについて、次の各号に適合すること。

- (1) 支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制を確保していること。
- (2) 住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対し適切な法42条に基づく業務（以下「支援業務」という。）を提供できるよう、職員の勤務の体制を確保すること。
- (3) 特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。

2 法第40条第二号関係

前項の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることについて、次の各号に適合すること。

- (1) 支援業務に必要な自主財源を有していること。
- (2) 予算規模が適切であること。
- (3) 事業と予算のバランスがとれていること。
- (4) 債務超過の状態にないこと。
- (5) 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動の実績を有していること。

3 法第40条第三号関係

役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、次の各号に適合すること。

- (1) 申請者又は役員が、未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (2) 申請者又は役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (3) 申請者、役員又は職員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 申請者が、法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- (5) 申請者が、指定の申請前2年以内に支援業務に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- (6) 申請者、役員又は職員が禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

4 法第40条第四号関係

支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、次の号に適合すること。

- (1) 他の業務を行う組織との分離がなされていること。

5 法第40条第五号関係

前各項に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであることに

ついて、次の各号に適合すること。

- (1) 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がされていること。
- (2) 支援業務の実施の意思決定がなされていること。
- (3) 支援業務に対し要配慮者からの苦情を受け付けた場合、迅速かつ適切な対応がなされるものであること。
- (4) 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いが定められている等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。

(提出書類)

第3 次の表の左欄に掲げる行為は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

法第40条第1項に規定する支援法人の指定の申請	住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書 (別記第1号様式)
法第41条第2項に規定する支援法人に係る指定内容の変更の届出	住宅確保要配慮者居住支援法人指定内容変更届出書 (別記第2号様式)
支援法人に係る指定についての廃止、休止又は再開の届出	支援業務廃止 (休止・再開) 届出書 (別記第3号様式)

2 前項に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書又は住宅確保要配慮者居住支援法人指定内容変更届出書には、施行規則第27条第2項に規定する次に掲げる書類を添付しなければならない。(ただし、住宅確保要配慮者居住支援法人指定内容変更届出書にあつては、当該変更に係る書類以外のものを除く。)

- (1) 申請に係る意思の決定を証する書類 (別記第4号様式)
- (2) 運営規程 (施行規則第27条第2項第四号に定める事項が記載されたもの)
- (3) 役員の名簿等一覧表 (別記第5号様式)
- (4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類 (別記第6号様式)
- (5) 法第40条第三号の規定により支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない旨の誓約書 (別記第7号様式)
- (6) 職員の勤務体制及び勤務形態一覧表 (別記第8号様式)
- (7) 現に行っている業務があればその業務の概要を記載した書類
- (8) 事務所の位置図及び平面図
- (9) 第2で定める基準に関する追加説明書

(市町村等への提供)

第4 知事は前条の規定による指定又は届出の受理をしたときは、その支援法人が業務を行う区域が存する市町村その他の機関に対して、次に掲げる事項を提供する。

- (1) 支援法人の名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地
- (2) 支援法人の代表者の氏名
- (3) 支援業務の概要
- (4) 支援業務を開始 (又は廃止) しようとする年月日

(実施細目)

第5 この基準に規定するもののほか、居住支援法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。